

令和8年第158回  
香美町議会（定例会）議案書

令和8年6月4日

香 美 町

## 令和8年第158回香美町議会(定例会)議案目次

報告第 1号 委任専決処分をしたものの報告について

委任専決第1号 損害賠償の額を定めることについて(令和8年3月30日専決)

委任専決第2号 損害賠償の額を定めることについて(令和8年4月21日専決)

報告第 2号 令和7年度香美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3号 令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 4号 令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 5号 令和7年度香美町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6号 令和7年度香美町水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越報告について

報告第 7号 令和7年度香美町水道事業企業会計予算における事故繰越額の報告について

報告第 8号 令和7年度香美町下水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越報告について

議案第62号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて(令和7年度香美町一般会計補正予算(第11号))

議案第63号 専決処分をしたものにつき承認を求めることについて(香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて)

議案第64号 小代南部健康高原専用水道ろ過施設整備工事の請負契約を締結することについて

議案第65号 香住第一中学校体育館空調設備整備工事の請負契約を締結することについて

議案第66号 除雪用機械(ドーザ)の購入契約を締結することについて

議案第67号 し尿収集車の購入契約を締結することについて

議案第68号 香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第69号 香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第70号 香美町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第71号 香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第72号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第73号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第74号 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第75号 令和8年度香美町一般会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和8年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 令和8年度香美町水道事業企業会計補正予算（第1号）

議案第78号 令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 令和7年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 令和7年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 令和7年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算の認定について

## 報告第1号

### 委任専決処分をしたものの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中町長が専決処分することができる事項の指定（平成17年9月15日議決）で指定されたもののうち、下記事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

### 記

委任専決第1号 損害賠償の額を定めることについて（令和8年3月30日専決）

委任専決第2号 損害賠償の額を定めることについて（令和8年4月21日専決）

### （提案理由）

対物賠償事故について、損害賠償額等を決定し和解したので、これらの状況を報告するものである。

## 委任専決第1号

### 損害賠償の額を定めることについて

令和8年2月2日に発生した対物賠償事故の損害賠償の額を、下記のとおり決定するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月30日

香美町長 浜上 勇 人

### 記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 令和8年2月2日   |
| 2 | 事故発生場所  | 香美町村岡区口大谷地内  |
| 3 | 相手方     | 香美町内 法人  |
| 4 | 損害賠償額   | 金58,245円   |
| 5 | 事故の概要   | 町道兎和野ハチ北線において、道路のアスファルト舗装が剥がれて穴が発生し、走行中の車両に損傷を与えた。 |

委任専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

令和8年3月10日に発生した対物賠償事故の損害賠償の額を、下記のとおり決定するものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年4月21日

香美町長 浜上 勇 人

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 令和8年3月10日  |
| 2 | 事故発生場所  | 香美町香住区畑地内  |
| 3 | 相手方     | 香美町内 男性  |
| 4 | 損害賠償額   | 金61,776円   |
| 5 | 事故の概要   | 畑区公民館前駐車場において、公用車を駐車しようとした際に運転操作を誤り、当該車両の後方に駐車していた車両に接触し、損害を与えた。 |

## 報告第2号

### 令和7年度香美町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による繰越明許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

#### （提案理由）

令和7年度香美町一般会計の繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	電算システム開発事業費	230,473,000	3,839,000	0	3,839,000	0	0	0	0
		標準準拠システム導入事業費	244,795,000	77,110,000	0	0	0	0	77,110,000	0
		地域振興対策費	337,198,000	23,990,000	0	0	0	18,300,000	5,603,000	87,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策応援券配布事業費	302,238,000	197,066,000	0	165,109,000	0	0	0	31,957,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	36,410,000	1,008,000	0	1,008,000	0	0	0	0
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集費	76,566,000	11,444,000	0	0	0	11,200,000	0	244,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興対策事業費	68,720,000	56,430,000	0	0	54,277,000	0	0	2,153,000
	2 林業費	町単独治山事業費	9,600,000	7,000,000	0	0	0	7,000,000	0	0
7 商工費	1 商工費	地域活性センター費	89,903,000	53,590,000	50,000	0	0	53,500,000	0	40,000
8 土木費	2 道路橋梁費	町道新設改良事業費(社会資本整備総合交付金分)	33,200,000	31,946,000	0	14,317,000	0	17,600,000	0	29,000
		町道新設改良事業費(単独分)	207,600,000	46,800,000	0	0	0	46,800,000	0	0
		町道新設改良事業費(道路メンテナンス事業分)	50,000,000	10,700,000	7,000	5,175,000	0	5,500,000	0	18,000
	3 河川費	河川維持費(一般経常費)	132,300,000	79,600,000	0	0	0	79,600,000	0	0
9 消防費	1 消防費	消防施設整備費	29,445,000	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	0
10 教育費	2 小学校費	香住区小学校等再編準備事業費	11,892,000	2,627,000	0	0	0	0	0	2,627,000
計			1,860,340,000	606,150,000	57,000	189,448,000	54,277,000	242,500,000	82,713,000	37,155,000

報告第3号

令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による繰越明許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町国民健康保険事業特別会計の繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	一般管理費（一般経常費）	65,131,000	9,625,000	0	0	0	0	9,625,000	0
計			65,131,000	9,625,000	0	0	0	0	9,625,000	0

報告第4号

令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による繰越明  
許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定  
により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町後期高齢者医療保険事業特別会計の繰越明許費について、繰  
越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町後期高齢者医療保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	2 徴収費	徴収費	18,381,000	8,374,000	0	0	0	0	8,374,000	0
計			18,381,000	8,374,000	0	0	0	0	8,374,000	0

## 報告第5号

令和7年度香美町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定による繰越明許費について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町介護保険事業特別会計の繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事業費	17,714,000	8,439,000	0	0	0	0	8,439,000	0
計			17,714,000	8,439,000	0	0	0	0	8,439,000	0

報告第6号

令和7年度香美町水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越  
報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町水道事業企業会計の予算繰越計算書について、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町水道事業企業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	1	建設改良事業	230,659,000	13,696,597	180,200,000	16,000,000	148,200,000	0	16,000,000	0	36,762,403	0	不測の事態により工事が遅延したことによる
計			230,659,000	13,696,597	180,200,000	16,000,000	148,200,000	0	16,000,000	0	36,762,403	0	

報告第7号

令和7年度香美町水道事業企業会計予算における事故繰越額の報告  
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項のただし書の規定による事故繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町水道事業企業会計の予算繰越計算書について、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町水道事業企業会計予算繰越計算書  
 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	1												
水道事業費用	営業費用	消火栓改良事業	22,698,000	16,461,702	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	3,236,298	0	不測の事態により工事が遅延したことによる
計			22,698,000	16,461,702	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	3,236,298	0	

報告第8号

令和7年度香美町下水道事業企業会計予算における建設改良費の繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町下水道事業企業会計の予算繰越計算書について、その内容を報告するものである。

令和7年度 香美町下水道事業企業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1	1	建設改良費	223,200,000	45,827,100	65,000,000	30,880,000	34,100,000	0	0	20,000	112,372,900	0	不測の事態により工事が遅延したことによる
計			223,200,000	45,827,100	65,000,000	30,880,000	34,100,000	0	0	20,000	112,372,900	0	

## 議案第62号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

令和7年度香美町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

香美町一般会計予算について、予算執行の過程において補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものについて報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専 決 処 分 書

令和7年度香美町一般会計補正予算（第11号）について、町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

香美町長 浜 上 勇 人

## 令和7年度香美町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度香美町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,205,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月30日専決

香美町長 浜 上 勇 人

（一般会計）

(一般会計)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		168,251	△1,628	166,623
	1. 地方揮発油譲与税	25,000	△529	24,471
	2. 自動車重量譲与税	80,000	1,313	81,313
	3. 森林環境譲与税	63,251	△2,412	60,839
3. 利子割交付金		3,000	456	3,456
	1. 利子割交付金	3,000	456	3,456
4. 配当割交付金		22,000	58	22,058
	1. 配当割交付金	22,000	58	22,058
5. 株式等譲渡所得割交付金		33,000	450	33,450
	1. 株式等譲渡所得割交付金	33,000	450	33,450
6. 法人事業税交付金		34,000	2,736	36,736
	1. 法人事業税交付金	34,000	2,736	36,736
7. 地方消費税交付金		421,000	7,826	428,826
	1. 地方消費税交付金	421,000	7,826	428,826
8. ゴルフ場利用税交付金		40	△7	33
	1. ゴルフ場利用税交付金	40	△7	33
9. 環境性能割交付金		23,000	△1,173	21,827
	1. 環境性能割交付金	23,000	△1,173	21,827
10. 地方特例交付金		6,861	341	7,202
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	2,000	341	2,341
11. 地方交付税		7,113,971	114,938	7,228,909

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 地方交付税	7,113,971	114,938	7,228,909
12. 交通安全対策特別交付金		3,000	△1,026	1,974
	1. 交通安全対策特別交付金	3,000	△1,026	1,974
15. 国庫支出金		1,359,387	119,968	1,479,355
	2. 国庫補助金	638,232	119,968	758,200
19. 繰入金		2,064,519	△243,851	1,820,668
	1. 基金繰入金	2,064,519	△243,851	1,820,668
歳入	合計	18,206,672	△912	18,205,760

## (一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,399,932	△912	4,399,020
	1. 総務管理費	4,134,363	△912	4,133,451
6. 農林水産業費		886,749	0	886,749
	2. 林業費	219,486	0	219,486
8. 土木費		2,057,142	0	2,057,142
	2. 道路橋梁費	915,260	0	915,260
歳出合計		18,206,672	△912	18,205,760

議案第63号

専決処分をしたものにつき承認を求めることについて

香美町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が施行されたことにより、香美町税条例（平成17年香美町条例第72号）の一部を改正する必要性が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分したものについて報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

専 決 処 分 書

香美町税条例の一部を改正する条例を制定する必要があるが生じたが、町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

香美町長 浜上 勇 人

香美町税条例の一部を改正する条例

香美町税条例(平成17年香美町条例第72号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用車に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の所得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条の見出し、同条、第83条第1項及び第2項並びに第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出しから第90条の見出しまで並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項前段中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改

め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項を同条第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定するこの条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第13項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和1

0年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号、第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則

第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以降の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(香美町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 香美町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第64号

小代南部健康高原専用水道ろ過施設整備工事の請負契約を締結することについて

このたび小代南部健康高原専用水道ろ過施設整備工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 小代南部健康高原専用水道ろ過施設整備工事                          |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札                                     |
| 3 契約の金額  | 金109,450,000円                                 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区森283番地<br>有限会社西本設備<br>代表取締役 西本 貴士 |

（提案理由）

専用水道の原水のクリプトスポリジウム対策として、ろ過施設を整備することにより施設で使用する水の安全性を確保するものである。

## 議案第65号

香住第一中学校体育館空調設備整備工事の請負契約を締結すること  
について

このたび香住第一中学校体育館空調設備整備工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 香住第一中学校体育館空調設備整備工事                                 |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 金74,250,000円                                       |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区香住1058番地の1<br>株式会社ステップ<br>代表取締役 日下部 光宣 |

### （提案理由）

近年の酷暑を鑑み、香住第一中学校体育館に空調設備を整備し、教育環境の向上を図るとともに、避難所機能の向上を図るものである。

## 議案第66号

### 除雪用機械（ドーザ）の購入契約を締結することについて

このたび除雪用機械（ドーザ）を購入するにあたり、下記のとおり購入契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年香美町条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 除雪用機械（ドーザ）1台を購入  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約の金額  | 金20,482,000円   |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県養父市八鹿町国木75番地1<br>コマツカスタマーサポート株式会社<br>近畿四国カンパニー兵庫北営業所<br>所長 岸 和夫 |

#### （提案理由）

平成17年に購入した除雪用機械（ドーザ）が老朽化したため、更新を行うものである。

議案第67号

し尿収集車の購入契約を締結することについて

このたびし尿収集車を購入するにあたり、下記のとおり購入契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年香美町条例第46号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | し尿収集車1台を購入                                      |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 金12,961,400円                                    |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町香住区森270番地の1<br>有限会社清水自動車<br>取締役社長 清水 勉 |

(提案理由)

平成24年に購入したし尿収集車が老朽化したため、更新を行うものである。

議案第68号

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める  
ことについて

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の施行に伴い、香美町消防団員等公務災害補償条例（平成17年香美町条例第191号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

香美町消防団員等公務災害補償条例（平成17年香美町条例第191号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の香美町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた香美町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の香美町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第69号

香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率の改正並びに国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の施行に伴い、香美町国民健康保険税条例（平成17年香美町条例第116号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

## 香美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

香美町国民健康保険税条例（平成17年香美町条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.05」を「100分の5.20」に改める。

第5条中「24,000円」を「23,480円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「17,000円」を「16,640円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「8,320円」に改め、同条第3号中「12,750円」を「12,480円」に改める。

第6条中「100分の3.23」を「100分の2.84」に改める。

第7条の2中「12,380円」を「12,480円」に改める。

第7条の3第1号中「8,760円」を「8,840円」に改め、同条第2号中「4,380円」を「4,420円」に改め、同条第3号中「6,570円」を「6,630円」に改める。

第8条中「100分の3.06」を「100分の2.69」に改める。

第9条の2中「13,980円」を「14,260円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「7,160円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,120円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 920円
- (2) 特定世帯 460円
- (3) 特定継続世帯 690円

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「16,800円」を「16,440円」に改め、同号イ（ア）中「11,900円」を「11,650円」に改め、同号イ（イ）中「5,950円」を「5,830円」に改め、同号イ（ウ）中「8,930円」を「8,740円」に改め、同号ウ中「8,670円」を「8,740円」に改め、同号エ（ア）中「6,140円」を「6,190円」に改め、同号エ（イ）中「3,070円」を「3,100円」に改め、同号エ（ウ）中「4,600円」を「4,650円」に改め、同号オ中「9,790円」を「9,990円」に改め、同号カ中「4,900円」を「5,020円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 790円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 650円
- (イ) 特定世帯 330円

(ウ) 特定継続世帯 490円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号ア中「12,000円」を「11,740円」に改め、同号イ(ア)中「8,500円」を「8,320円」に改め、同号イ(イ)中「4,250円」を「4,160円」に改め、同号イ(ウ)中「6,380円」を「6,240円」に改め、同号ウ中「6,190円」を「6,240円」に改め、同号エ(ア)中「4,380円」を「4,420円」に改め、同号エ(イ)中「2,190円」を「2,210円」に改め、同号エ(ウ)中「3,290円」を「3,320円」に改め、同号オ中「6,990円」を「7,130円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,580円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 560円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 460円

(イ) 特定世帯 230円

(ウ) 特定継続世帯 350円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「4,800円」を「4,700円」に改め、同号イ(ア)中「3,400円」を「3,330円」に改め、同号イ(イ)中「1,700円」を「1,670円」に改め、同号イ(ウ)中「2,550円」を「2,500円」に改め、同号ウ中「2,480円」を「2,500円」に改め、同号エ(ア)中「1,760円」を「1,770円」に改め、同号エ(イ)中「880円」を「890円」に改め、同号エ

(ウ) 中「1, 320円」を「1, 330円」に改め、同号オ中「2, 800円」を「2, 860円」に改め、同号カ中「1, 400円」を「1, 440円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 230円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 190円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 140円

第23条第2項第1号ア中「3, 600円」を「3, 520円」に改め、同号イ中「6, 000円」を「5, 870円」に改め、同号ウ中「9, 600円」を「9, 390円」に改め、同号エ中「12, 000円」を「11, 740円」に改め、同項第2号ア中「1, 860円」を「1, 870円」に改め、同号イ中「3, 100円」を「3, 120円」に改め、同号ウ中「4, 950円」を「4, 990円」に改め、同号エ中「6, 190円」を「6, 240円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険税の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 170円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 280円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 450円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 560円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とす

る。

附則第4条、第5条及び第7条から第14条までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

### (適用区分)

第2条 この条例による改正後の香美町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第70号

香美町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。  
よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、香美町印鑑条例（平成17年香美町条例第16号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町印鑑条例の一部を改正する条例

香美町印鑑条例（平成17年香美町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」に改める。

第14条第3項中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

兵庫県福祉医療助成事業実施要綱の一部改正に伴い、香美町福祉医療費助成条例（平成17年香美町条例第83号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

香美町福祉医療費助成条例（平成17年香美町条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「医療保険各法に基づき保険者（医療保険各法の規定により医療の給付を行うものをいう。）が負担すべき」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

第2条第16号及び第17号中「80万9千円」を「826,500円」に改める。

第3条の表中「80万9千円」を「826,500円」に、「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の」を「同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める」に改める。

第4条第1項第2号中「は、精神疾患による疾病を除く。」を「の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第3条の表中の改正規定（「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の」を「同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める」に改める部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

## 議案第72号

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を定めることについて

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

### （提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の施行に伴い、香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10条中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士）」に改め、「第3項若しくは」の次に「第4項、」を、「第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第73号

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町  
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定  
により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣  
府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）の施行に伴い、香美  
町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美  
町条例第29号）及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第30号）の一部を改正する  
必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年香美町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条中「次に掲げる事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同条第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、第7項中「限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「、第4号及び第7号」を削り、「第4号において」を「第4

号及び第7号において」に改め、「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

（香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項」を「満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項」に「小規模保育事業をいう」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。  
同条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「(特定教育・保育の提供の記録)」に改める。

第13条第4項第3号ア及びイ中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項に規定する選考方法」を「第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のとおり改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者」を「第2項の特定地域型保育事業者」に、「前項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、第10項及び第11項を1項ずつ繰り下げ、第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号

に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」の次に「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「次条第3項において同じ。）を」を「次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項に

において同じ。)の規定を」を「第52条第3項において同じ。)の規定を」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるの

は「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは、法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下の条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第

2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第74号

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

### （提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和8年内閣府令第104号）の施行に伴い、香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年香美町条例第29号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

(香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年香美町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のとおり改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年香美町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

## 令和8年度香美町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度香美町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,272,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		34,209	125	34,334
	1. 分担金	7,469	125	7,594
15. 国庫支出金		1,058,593	372	1,058,965
	1. 国庫負担金	705,008	△113	704,895
	2. 国庫補助金	346,928	485	347,413
16. 県支出金		877,336	3,659	880,995
	1. 県負担金	375,639	△955	374,684
	2. 県補助金	339,436	4,614	344,050
19. 繰入金		2,047,296	3,572	2,050,868
	1. 基金繰入金	2,047,296	3,572	2,050,868
21. 諸収入		397,389	8,873	406,262
	4. 雑入	363,864	8,873	372,737
22. 町債		932,300	26,800	959,100
	1. 町債	932,300	26,800	959,100
歳入	合計	16,229,000	43,401	16,272,401

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		106,326	300	106,626
	1. 議会費	106,326	300	106,626
2. 総務費		3,260,311	8,295	3,268,606
	1. 総務管理費	3,090,773	8,295	3,099,068
3. 民生費		3,201,671	△792	3,200,879
	1. 社会福祉費	2,220,076	△792	2,219,284
4. 衛生費		1,493,926	569	1,494,495
	1. 保健衛生費	1,181,681	569	1,182,250
6. 農林水産業費		848,690	3,529	852,219
	1. 農業費	550,034	3,529	553,563
7. 商工費		1,362,597	3,000	1,365,597
	1. 商工費	1,362,597	3,000	1,365,597
8. 土木費		1,658,894	28,500	1,687,394
	1. 土木管理費	143,612	500	144,112
	2. 道路橋梁費	655,615	28,000	683,615
歳出合計		16,229,000	43,401	16,272,401

(一般会計)

## 第2表 地方債補正

## 1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業	34,800	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は当該見直し 後の利率)	公的資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借換えすること ができる。	35,100	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
町道新設改良事業	186,000				212,500			

議案第76号

## 令和8年度香美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度香美町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,395,182千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（国民健康保険事業特別会計）

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		329,854	△4,506	325,348
	1. 国民健康保険税	329,854	△4,506	325,348
5. 繰入金		158,019	3,577	161,596
	1. 他会計繰入金	155,591	△1,423	154,168
	2. 基金繰入金	2,428	5,000	7,428
歳入合計		2,025,642	△929	2,024,713

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金		522,954	0	522,954
	1. 医療給付費分	342,887	0	342,887
	2. 後期高齢者支援金等分	124,584	0	124,584
	3. 介護納付金分	43,760	0	43,760
	4. 子ども・子育て支援納付金分	11,723	0	11,723
8. 予備費		2,428	△929	1,499
	1. 予備費	2,428	△929	1,499
歳出合計		2,025,642	△929	2,024,713

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		29,072	169	29,241
	2. 他会計繰入金	25,288	169	25,457
歳入	合計	48,000	169	48,169

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35,340	169	35,509
	1. 施設管理費	35,340	169	35,509
歳出	合計	48,000	169	48,169

## 令和8年度 香美町水道事業企業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度香美町水道事業企業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和8年度香美町水道事業企業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 主な建設改良事業	原水及び浄水設備費	23,200 千円	2,600 千円	25,800 千円
	配水設備費	63,891 千円	52,000 千円	115,891 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<u>収入</u>	第1款 資本的収入	137,230 千円	54,600 千円	191,830 千円
	第1項 企業債	80,800 千円	36,600 千円	117,400 千円
	第3項 工事負担金	5,000 千円	18,000 千円	23,000 千円

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<u>支出</u>	第1款 資本的支出	289,194 千円	54,600 千円	343,794 千円
	第1項 建設改良費	87,736 千円	54,600 千円	142,336 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	80,800千円	証書借入	5.0%以内	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	117,400千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
合計	85,800千円				122,400千円			

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

議案第78号

令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付  
けて別冊により、議会の認定に付する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町公立香住病院事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求  
めるものである。

議案第79号

令和7年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町水道事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第80号

令和7年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和8年6月4日提出

香美町長 浜上 勇 人

（提案理由）

令和7年度香美町下水道事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。

議案第 81 号

令和 7 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて別冊により、議会の認定に付する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

令和 7 年度香美町国民宿舎事業企業会計歳入歳出決算について、認定を求めるものである。